

山口県報

平成23年
7月12日
(火曜日)

目 次

- 規則
山口県行政組織規則の一部を改正する規則(人事課)……………
- 山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則(経営金融課)……………
- 公安委告示
交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示の一部改正……………
- 県議会規則
山口県議会会議規則の一部を改正する規則……………



山口県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年七月十二日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第三十四号

山口県行政組織規則の一部を改正する規則

山口県行政組織規則(昭和四十三年山口県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第二百一条第一号の表中、「第三十五条の二第一項の規定による」の下に、「国際拠点港湾」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年七月十二日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第三十五号

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則(平成十二年山口県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第五条の四(見出しを含む。)中「別表第十八号の九⁵³⁾」を「別表第十八号の九⁵³⁾」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年八月二日から施行する。



山口県公安委員会告示第三十四号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示(昭和四十一年

山口県公安委員会告示第六十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月十二日

山口県公安委員会

表山口県山口警察署の部宮野下警察官駐在所の項所管区の欄中「桜島五丁目」の下に「、七尾台、緑ヶ丘、平野一丁目」を加え、同部宮野上警察官駐在所の項所管区の欄中「のうち」の下に「青葉台、」を加え、同表山口県山南警察署の部新山口駅前交番の項所管区の欄中「小郡三軒屋町」の下に「、小郡金堀町」を加え、同表山口県山陽小野田警察署の部厚狭幹部交番の項所管区の欄中「厚狭一丁目」の下に「、桜一丁目、桜二丁目」を加える。



山口県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年七月十二日

山口県議会議長 柳 居 俊 学

山口県議会規則第一号

山口県議会会議規則の一部を改正する規則

山口県議会会議規則（昭和三十一年制定）の一部を次のように改正する。
別表全員協議会の項中「すべて」を「全て」に改め、同項の次に次のように加える。

世話人会	一般選挙後最初の議会において、議会運営委員が選任されるまでの間における議会の運営等に関する協議又は調整	一般選挙により新たに選挙された年長の議員及び各会派から選出された議員で年長の議員が定めるもの	一般選挙により新たに選挙された年長の議員
------	---	--	----------------------

別表議会の活性化等に関する検討会の項中「議会の活性化等に関する検討会」を「議会改革検討協議会」に、「議会の活性化、運営等」を「議会活動の充実強化のための改革」に改め、同表に次のように加える。

選挙区問題 検討協議会	議員の定数、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する協議又は調整	議会運営委員が所属する議員及び議長が定める議員	出席する議員の互選により選出された会長（会長が選出されない場合は、議長）
----------------	--	-------------------------	--------------------------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。